

平成20年度 第6回浦安市環境審議会 会議要旨

1 . 開催日時 平成21年2月24日(火)午前10時~正午

2 . 開催場所 浦安市中央図書館2階視聴覚室

3 . 出席者

(委員)

柳憲一郎、畑中範子、上野菊良、内海照枝、石黒武、木村芙紀子、武藤睦美、
小川和裕、加藤里行、石橋正貴、小林章宏

(事務局)

都市環境部長 古賀典道、都市環境部次長 押尾照明

環境保全課長 中谷和久、環境保全課副主幹 金子和男、環境推進班主査 前田正成

環境保全課環境計画班 森田和徳、杉町順子、篠原太一

環境保全課環境推進班 久我真弘、安永雄一

4 . 内 容

(1) 開会

(2) 議題

環境保全条例施行規則に係る規制基準案について(審議)

(3) その他

(4) 閉会

5 . 会議経過

環境保全条例施行規則に係る規制基準案について

・説明

第5回環境審議会でのご意見、ご質問に対する事務局説明を行った。

・質疑

会長

- ・はじめに、ばい煙等特定施設について審議を進める。
- ・前回の審議会でご質問のあった、K値規制のありようについて、ただいま事務局から説明がありましたが、事務局案のとおりでよろしいか。
(異議なし)
- ・次に騒音に係る特定施設の規制について、夜間の規制値を現状の音環境に合わせて改正したいとの提案だが、現行の規制基準は昭和47年に作られたもので、その当時と比べると都市化が進み、街の様相も変わってきた。
- ・現状では、第1種住居地域、第2種住居地域の午後10時から翌6時までの規制基準が40dBとなっている。
- ・総合騒音の調査結果を考慮すると現行の規制基準は実態に合っているとはいい難く、容易に規制基準を超えてしまうことが考えられる。このため環境保全条例では実態に見合うような規制基準になるよう検討した値が45dBであるとのことである。

委員

- ・騒音測定をした時期と測定の方法について伺いたい。

事務局

- ・議論となっている夜間騒音に係る測定日時は2月10日の火曜日、22時から24時の間である。また、測定の方法は総合騒音ということで、近くを車が通過したとか航空機が通過したとか突出した音がない安定した音の状態のときの騒音計の指示値ということで示している。

会長

- ・第1種住居地域、第2種住居地域の夜間、午後10時から翌6時の規制基準を現行の40dBから45dBにすることについて、事務局案のとおりでよろしいか。
(異議なし)

会長

- ・次に拡声機の使用基準についてだが、事務局案では、住居専用地域が55dB、住居地域が60dB、商業地域等が70dBということで、現行と比較すると音の基準を緩和するという提案内容となっている。

委員

- ・拡声機の音量測定の位置はどこか。

事務局

- ・現行公害防止条例では拡声機の直下から10mとなっており、環境保全条例

でも同様に考えている。また高さについては地上から1.2mということが国の基準で示されていて本条例でもその方向で考えている。

- ・千葉県では、拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例があり、ここでは音量が85 dBを超えてはならないということになっていて、今回お示しする使用基準よりも相当高い値になっているという状況もある。
- ・提案した音量基準は、環境庁による拡声機騒音対策の検討結果で示されている規制基準案の範囲で規定している。
- ・また、基準を定める際の考え方として、環境庁が行った心理実験結果などをまとめた拡声機騒音マニュアルなどによれば、拡声機音の内容がわかる最小の音圧レベルは背景音のプラス2 dBから10 dBの範囲としている。また、この範囲であれば、うるさいと感じずに放送内容も伝わるといことで市としてはこのあたりを基本としたい。

委員

- ・国が示す基準案や県の規制基準だが、これはビジネスでの拡声機使用を考慮した基準値なのか。
- ・拡声機を使った商売はだんだん少なくなっているものの、一時的に拡声機を使ったビジネスで街を活性化しようということも、まああるように思う。一時的に適正に使用するのであれば、商店街の活性化とか、大きな意味では浦安市の商工業の振興発展につながる面もあるのではないか。
- ・これらを考えても事務局提案の音量基準は、ある程度根拠もあり妥当ではないか。

委員

- ・都会に住んでいると朝はゆっくり寝たいという人も増えていて、工事現場などの朝のラジオ体操なども問題となることがあるようだ。
- ・実際に夜間の騒音は、特に幹線沿いと暴走族がうるさかったり、以前住んでいた新町地区は航空機よりも風の方がうるさいと感じたりもした。
- ・音の感覚として、実際に5 dBあがるとどのくらいの不快感が生じるのか数値だけから妥当性を判断することは難しい。

事務局

- ・市の年次報告書に掲載しているが騒音の目安として、例えば40 dBですと市内の深夜、図書館、50 dBになると静かな事務所、60 dBでは静かな自動車、普通の会話、70 dBでは騒々しい事務所、電話のベル、80 dBでは地下鉄の車内、90 dBでは騒々しい工場の中、大声による独唱、100 dBになると電車が通るガード下などというように示されている。

会長

- ・音は感覚公害といわれていて、人によって感じ方の差が大きいですが、拡声機の使用時間帯は昼間である。
- ・国が示す音量レベルは、現状の地域ごとの総合騒音より10 dBを超えるとうるさいと感じるということを示しており、浦安市の音量基準の設定についても同様の考え方でいいだろう。

- ・ただ、基準の決定に当たっては、誰を騒音から守ろうとするのか、市は、どの方向で街づくりを進めたいのかを総合的に考える必要がある。
- ・拡声機の使用については、商業目的にしても、まわりの方に迷惑をかけない音量で使用するというのが社会的なルールであると認識していただきたい。また、他の自治体の基準値を参考に基準値を緩和するとしても、全区域を一律に緩和するのではなく、商業地域や住居地域を分けて考えるなどの工夫も必要ではないか。
- ・個人的な意見であるが、国が示す範囲内で決めることは良いと思うが、実測値の最も高い値にプラス2 dBから10 dBの範囲で基準を設けるのではなく、最も低い値にプラス10 dBくらいで考えることが良いのではないか。

委員

- ・拡声機の音量基準は1日をとおしてのものか。

会長

- ・提案では、10分間隔の使用とされている。1日をとおしてのものではない。

委員

- ・選挙期間中の選挙カーが回っていい時間帯は朝8時から夜8時だったと思うがこのあたりとの整合はどうか。

事務局

- ・選挙運動期間中の拡声機の使用については、公職選挙法で規制されており環境保全条例では適用除外となる。その他、ラジオ体操など地域の慣習で行われるものも適用除外となる。
- ・今回の使用基準が適用されるものは、商業宣伝や選挙運動期間外の政治活動などが主な対象となるのではないか。

会長

- ・選挙関係の政治活動については、やはり住宅地よりも、通常は人が集まる駅前ですることが多いのではないか。
- ・音量基準を設定するにあたり、総合騒音をバックグラウンドとする最も適当な区域は商業地域ではないか、例えば商業地域であれば、浦安駅前や新浦安駅前などの総合騒音に+10 dBくらいで使用基準を設けることも考えられる。ある程度、地域を限定して音量基準を設けることも必要である。

事務局

- ・学校や病院などの特定の施設の周辺50mについては、提案の基準値からさらにマイナス5 dBとする考えでいる。
- ・ただ最近、学校の付近にお住まいの方から、運動会などの学校活動でのスピーカー音や学生の声がうるさいといった苦情の方が多くなっており、その対応に苦慮している実態もある。

委員

- ・商売で拡声機使用をして、周辺の住民から苦情がくるようなことでは逆にマイナスなので、事業者も拡声機の適正な使用については当然考えているだろう。

会長

- ・学校周辺のマイナス5 dBは、逆に言うとかかなり厳しいということか。

事務局

- ・環境省のマニュアルによると、学校周辺などでは拡声機の使用は控えることが示されている。また、公職選挙法でも、学校、病院等の周辺では、特に静穏を保持するよう求めている。ようするに、特定の施設の周辺では拡声機は使用しないようにということが国の考え方なのである。

委員

- ・苦情のうち、のぼり旗に対する苦情はあるか。

事務局

- ・公害としての苦情はないが、道路を管理している道路管理課へは、道路管理上の理由に加え屋外広告物の視点からも苦情や問い合わせがある。

会長

- ・拡声機の規制について、事務局の提案では住専地域は55 dB、住居地域60 dB、商業地域は70 dBとなっているが、個人的には反対である。

委員

- ・総合騒音を考えると事務局案程度の音量基準でないと拡声機が使用できないのではないか。これ以上厳しくすると事実上拡声機が使えないということにならないか。もしそうならば使用禁止にした方が良いのではないか。

会長

- ・総合騒音が上がれば拡声機の音量もどんどん上がってしまうだろうから、拡声機の性能基準という視点からの規制を考えてもいいのかもしれない。また、総合騒音だけをよりどころに音量基準を考えてもあまり実効性がないのではないか。

事務局

- ・拡声機の使用基準については市議会からも意見がでていて、政治活動における拡声機の使用に関しては、憲法で保障されている言論の自由を尊重すべきであるとの議論もあった。
- ・一方で、行政としては、市民の健康で文化的な生活を営む権利を保障するといった立場もあって、言論の自由との間でどの程度の基準ならば、市民生活を損なわないといえるのか考えていかなければならない。
- ・いづれにしても、一定の使用基準をしっかりと決め、それを周知PRし、市民の皆さんに守っていただけるように啓発していかなければならないと考えている。

会長

- ・議会での議論もあるが、憲法上の権利でいえば、基本的人権のせめぎあいとなるが、あくまでも公共の福祉が守られることが大前提である。このあたりの権利調整については互いに大人の知恵でうまくやらなければならない。

委員

- ・他県での経験を踏まえた個人的な意見だが、拡声機の音量基準を厳しく規定している市と、そうでない市にそれぞれ住んだことがあるが、確かに後者の方がうるさいと感じていた。そのような市の基準レベルに、浦安市の基準を近づける必要はないような気がする。厳しい基準の近隣市に合わせた方が良いのではないか。

会長

- ・周辺の自治体の状況も配慮して、浦安市だけが突出した基準であるということに関し市民に説明し難い部分もあるように思うので、静質な環境を維持できるような基準となるよう、もう少し慎重に検討することを答申書の附帯意見として付けたいがいかがか。

(意義なし)

- ・それでは拡声機については、附帯意見をつけることで対応させていただく。

会長

- ・次に揚水施設についてのご意見を伺いたい。
- ・提案では揚水機の吐出口の断面積が6 cm²以下のものについては、日量で20 m³かつ月平均で10 m³までに採取量を制限するとなっており、東京都でも同様の規制をしている。
- ・また、吐出口の断面積が6 cm²を超えるものについては、用水2法で地域指定されストレーナーの位置を650m以深にすることで規制されている。
- ・しかし、温泉法に基づく温泉の汲み上げについては、千葉県温泉審議会が審議された上で適正であれば許可されている。そういう意味では用水2法で指定地域にされているにもかかわらず温泉は採取されているということに疑問を感じている。
- ・環境保全条例では用水2法の対象とならない全ての用途を対象に規制するもので用水2法を補完するとした提案である。
- ・確認だが、揚水施設の動力規制は行うのか。

事務局

- ・吐出口の断面積が6 cm²以下のものについては動力規制も行うが、6 cm²を超えるものについては動力規制ではなくストレーナーを650m以深にすることで規制する。

会長

- ・吐出口の断面積が6 cm²を超えるものについてはストレーナーを650m以深に設置しないと汲み上げをしてはならないという規制内容であり、一般的にはここまで深い位置にストレーナーを設置することはできないため実質禁止の措置になると考える。

委員

- ・ストレーナーの位置で規制するというが、例えば地下水が自然に湧き上がるといった可能性はないのか。また、深層地下水やミネラル地下水といった特別の呼び方をすれば、温泉のようにどんどん汲み上げられてしまう心

配はないのか。

- ・新たに地下水を汲み上げるとした案内がきており懸念しているところである。

会長

- ・吐出口の断面積が6 cm²を超える揚水施設で地下水の汲み上げるには、ストレーナーの位置を650m以深に置かないと認めないとする規定になっている。また、吐出口の断面積が6 cm²以下のものについては、採取量が日量で20m³/日以下、月平均で10m³以下までとなっており、これ以外は認めないとするものである。

委員

- ・例えば海洋深層水とかミネラル水とか色々な名を付けて、汲み上げの理由づけとされてしまうことが心配される。

会長

- ・浦安の地下水は海水であり、飲用にするためのコストを考えるとあまり適していないだろう。ただ、全国的にみればご指摘のケースも問題にしなければならないことが起こっていることはある。
- ・事務局の提案は、法令での規制に加え、動力規制も合わせて全ての揚水施設が対象となるような規制をしたいということだがいかがか。

(異議なし)

- ・それでは、本日出された意見を踏まえて答申案をとりまとめるが、私のほうと事務局と調整したうえで次回の審議会にお示しするということでのよろしいか。

(異議なし)

- ・その他(今後のスケジュールを事務局から説明)
 - ・答申案については、会長と調整しながら、次回の審議会でお示しする。
 - ・次回の審議会は、3月30日(月)午前10時から文化会館で開催する。この会議で答申案が確認されれば、午後1時に市長に答申書をお渡しいただく予定を組んでいる。その後、午後1時30分から、環境保全条例が制定されたということもあって、柳会長を講師に、市職員を対象とした環境政策講演会を文化会館で開催する。お時間がありましたらこちらへの出席もお願いしたい。

会長

- ・それでは以上で、本日の環境審議会を終了する。

閉 会